

食の健康情報普及推進事業栄養成分等に係る検査実施要綱

(趣旨)

- 1 この要領は、健康増進法及び食品表示法に基づく栄養成分等に関する食品の表示及び成分検査（以下「検査」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

- 2 検査の種類は、表示検査及び成分検査とする。

(定義)

- 3 この要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 表示検査

食品包装（添付文書も含む）及び広告等について、健康増進法及び食品表示法に適合しているか確認する検査をいう。

(2) 成分検査

食品に含まれる熱量、栄養成分、健康増進法に基づく特別用途表示の許可を受けた成分について確認する検査をいう。検査の実施は、食品表示法第4条第9項に規定する登録検査機関で実施する。

(検査の実施)

- 4 検査は、健康増進法及び食品表示法に基づく食品表示違反の疑いが発生し検査が必要と判断した場合、若しくは、食品表示の適正化を図ることを目的に、食品表示施策上の課題や県民の購入実態等を勘案し、健康長寿課が検査対象の食品を定めて定例的に実施するものとする。検査の実施にあたっては、成分検査を除き、原則として保健所において実施する。

(検査対象の食品の入手)

- 5 検査する食品は、県内の販売店等で買い上げ又は収去をして入手する。

(成分検査のための検体送付)

- 6 保健所は、検査対象の食品を入手した時には、別途指定する方法で登録検査機関に送付する。

(検査結果)

7 検査結果の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 表示検査を実施した場合及び成分検査の結果を受け取った場合、保健所職員はその結果を「健康増進法及び食品表示法に基づく食品表示に関する指導（相談）報告票」に記載するとともに、食品包装全体を撮影した画像データと関係書類を添えて、健康長寿課長あて報告するものとする。また、表示検査の結果、健康増進法若しくは食品表示法違反の疑いがあり、食品表示責任者の所在が管内にある場合には、すみやかに事業者に対し確認等を行い必要な措置を講じる。
- (2) 食品表示責任者の所在が検査を実施した保健所の管轄外の場合は、健康長寿課が措置権限のある保健所若しくは自治体に情報を回付する。

(予算)

8 健康長寿課長は、この要領に基づき保健所が実施する検査の実施に必要な経費を令達するものとする。

(その他)

9 保健所長は、この要綱に定めのない事項に関しては、健康長寿課長と協議の上、処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年8月16日から施行する。

食の健康情報普及推進事業栄養成分等に係る検査実施フロー
(定例で検査を実施する場合)

